

令和2年4月8日

保育所（園）・認定こども園
地域型保育事業所

を利用する保護者の皆様

土浦市長 安藤 真理子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設利用の自粛のお願い
及び利用者負担額（保育料）の軽減措置について

日頃から、土浦市保育行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

4月7日に発出された緊急事態宣言については、茨城県は含まれておりませんが、この宣言及び4月8日の茨城県知事の発表を踏まえた対策として、本市では、保育施設での感染拡大を防止するため、下の子の育休中の方や、仕事を休んで家にいることが可能な日がある方、祖父母等が保育可能な方などの家庭保育が可能な方に対して、下記のとおり、保育施設利用の自粛をお願いさせて頂くことといたしました。

今回のお願いは、強制ではございません。しかしながら、皆様による感染拡大防止のご協力が、皆様と皆様の大切な方の命を守ることに繋がりますので、本通知についてのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、当該通知についても今後の状況により、変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

記

1 自粛要請期間

令和2年4月8日（水）～令和2年5月6日（水）

2 対象施設

市内の認可保育施設（保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所）

3 利用者負担額（保育料）の取扱い

自粛要請期間において日割り計算となります。いったんお支払いいただき、後日、返還する方向で検討しております。詳細が決定次第、御案内いたします。

※利用者負担額のみが対象となります。実費徴収については、この取扱いの対象外です（各施設での対応）。

4 家庭保育中の欠席の取扱い

通常1か月を超えて、登園しない場合は退園となりますが、当期間中の欠席は対象としません。

問合せ先
土浦市保健福祉部こども福祉課
[TEL:029-826-1111](tel:029-826-1111)